

1997年1月9日
(平成9年)

藤 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 松 井 芳 子 様

藤 沢 市 個 人 情 報 保 護 制 度
運 営 審 議 会 会 長 山 本 章

秩父宮記念体育館トレーニング室新規登録に係る
コンピュータ利用について（答申）

1996年（平成8年）12月20日付で諮問された、秩父宮記念体育館トレーニング室新規登録に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- (1) 当施設のトレーニング室は、市民の体力増進や健康管理のため、多数の市民に利用されることが予想される。
- (2) 市民が当施設を利用するに当たり、トレーニング機器の使用方法を習得するため個人使用認定登録講座を受講し、個人使用者の登録を行う必要がある。
- (3) 市民がトレーニング室を利用する際に、迅速かつ正確な対応ができるように、個人使用者の登録をコンピュータ化し、更に、それを基に個人に合ったトレーニングメニューの提供や使用状況の把握を行うことにより、事務の迅速化や効率化を図るとともに、市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

本業務は、個人使用者の登録業務を迅速かつ正確に行い、使用状況の把握や市

民が効果的なトレーニングを行うことができるようにするため、コンピュータを利用する必要性が認められる。

(2) 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、登録番号、氏名、性別、生年月日、住所（住居地区）、利用目的、主観的運動強度となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

(3) 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

(4) 本業務の処理に当たっては、機器の使用者を限定したうえでパスワードを設定するほか、機器の設置場所についても十分考慮すること等を規程した「秩父宮記念体育館トレーニング室新規登録の個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上